

令和4年度 鹿児島地方最低賃金審議会  
第4回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開催日時	令和4年8月26日(金)9時58分～10時55分	
開催場所	鹿児島合同庁舎 第2会議室	
出席者	公益代表委員 (4名)	川口俊一 志賀玲子 原田いづみ 山本晃正 (敬称略)
	労働者代表委員 (5名)	喜納浩信 白石裕治 和 るりか 日高実禎 三浦辰男 (敬称略)
	使用者代表委員 (4名)	岩元義弘 瀬平秀人 濱上剛一郎 森山麗子 (敬称略)
	事務局 (4名)	中所労働局長 中村労働基準部長 勝田賃金室長 松下賃金室長補佐
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和4年度鹿児島県最低賃金答申に係る異議の申出について</li> <li>2 鹿児島県最低賃金専門部会の廃止について</li> <li>3 令和4年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について</li> <li>4 令和4年度産業別最低賃金の改正決定について</li> <li>5 令和4年度産業別最低賃金に係る専門部会の運営について</li> <li>6 その他</li> </ol>	
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和4年度地域別最低賃金の審議・決定状況</li> <li>2 異議申出書(写)</li> <li>3 専門部会審議経過本審報告書(部会長)</li> <li>4 運営小委員会報告書(写) 運営小委員会における労使の主な主張 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 鹿児島県自動車(新車)小売業</li> <li>② 鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</li> </ol> </li> <li>5 令和4年度最低賃金基礎調査結果(労働者数復元、事業所数復元)最低賃金引上額・率と影響率の関係表及び総括表 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自動車(新車)小売業</li> <li>② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</li> </ol> </li> <li>6 鹿児島県産業別最低賃金の改定状況の推移 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自動車(新車)小売業</li> <li>② 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業関係</li> </ol> </li> <li>7 令和4年度産業別最低賃金決定状況(全国・ランク別) <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自動車小売業関係</li> <li>② 電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業関係</li> </ol> </li> </ol> <p>審議会進行時の配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)(写)</li> <li>・鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)(写)</li> <li>・鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)(写)</li> <li>・鹿児島県自電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)(写)</li> <li>・最低賃金の改正決定について(諮問)(写)</li> </ul>	

○ 山本会長

これから令和4年度第4回鹿児島地方最低賃金審議会を開催したいと思います。

開会に先立ちまして、本審議会の成立の状況につきまして事務局より報告をお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されておりますが、本日は、公益委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名の合計13名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

○ 山本会長

本審議会は有効に成立しているということですので、早速、議題に入りたいと思います。

まず、第1番目の議題です。令和4年度鹿児島県最低賃金答申に係る異議の申出についてということですが、事務局より説明をお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

異議申出に係る経過と今後の流れ等について、ご説明いたします。

ご承知のとおり、鹿児島県最低賃金改正につきましては、鹿児島地方最低賃金審議会及び県最賃専門部会での審議を経て、8月10日に答申をいただきましたが、その後、法令に従いまして、鹿児島合同庁舎掲示板に、答申内容に異議がある者は申出書を8月25日までに提出するよう公示を行ったところでございます。

このような経過を経て、お手元の資料番号2にございますとおり、8月22日に、鹿児島県医療労働組合連合会及び鹿児島県自治体関連労働組合総連合から、8月24日に、鹿児島県労働組合総連合及びコープかごしま労働組合から異議申出が提出されております。

異議申出がなされた場合には、最低賃金法第11条の規定により、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならないと定められております。

従いまして、この後、鹿児島労働局長から異議申出に係る諮問をさせていただきますので、ご審議のうえ、会長から答申をいただくという流れになります。

どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○ 山本会長

ただ今、事務局より異議申出の経過及び今後の流れにつきまして、説明していただいたかと思っております。何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○ 山本会長

よろしいでしょうか。それでは、局長から異議申出に係る諮問をお願いしたいと思います。

諮問文の写しは、机の上に配付してあるということですので、そちらをご覧いただきたいと思います。

○ 中所労働局長

それでは、諮問させていただきます。

鹿労発基 0826 第 1 号、令和 4 年 8 月 26 日。鹿児島地方最低賃金審議会会長、山本晃正殿。鹿児島労働局長、中所照仁。鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）。標記について、鹿児島県労働組合総連合、鹿児島県医療労働組合連合会、鹿児島県自治体関連労働組合総連合及びコープかごしま労働組合から、別添のとおり最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

（中所労働局長から山本会長へ諮問文を手交）

○ 山本会長

ただ今、局長から諮問を受けましたので、異議申出の内容につきましての審議に入りたいと思いますが、まず事務局より、異議申出の内容その他について説明をお願いいたします。

○ 松下賃金室長補佐

異議申出書につきましては、お手元の資料 2 に写しをお付けしております。詳細につきましては、そちらをご覧いただきたいと思います。

まず、当該異議申出につきましては、4 件とも全て、異議申出期間内である 8 月 25 日までの申出であること。当該異議申出者は、鹿児島県内の区域内で事業を営む使用者に使用される労働者の団体であることから、異議申出者等の要件を満たしていると認められます。

次に異議申出書についてです。

鹿児島県労働組合総連合から提出された異議申出書につきましては、異議申出の内容としては、今回の改定額では、健康で文化的な生活が営めるとは言えず、労働者の安定した生活の水準とはいえないことから、1、令和 4 年度の鹿児島県の最低賃金を 1 時間 853 円とすることに不服であること。2、本年の鹿児島県の最低賃金は、A ランク東京地方との地域間格差は、いまだ 219 円あり、高止まりしており、改善を求めたいこと。3、全国一律最低賃金制度の法制化と時間額 1,500 円の実現のための審議を求めるとのことを述べております。

次に、鹿児島県医療労働組合連合会から提出された異議申出書については、異議申出の内容としては、今回の答申は、最低賃金法の賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する目的を果たしきれておらず、労働者・国民の生活の先行き不安を払拭させるものにはならず、最低賃金の大幅な引き上げは、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えることから、今年度の鹿児島県最低賃金の改正決定について、再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたしますと述べており、時間額 1,500 円以上は必要とされております。

次に、鹿児島県自治体関連労働組合総連合から提出された異議申出書については、異議申出の内容としては、改定額 853 円は憲法 25 条が保障する健康で文化的な生活さえできない水準であると考え、本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額 853 円とすることは不服です。鹿児島県労連が実施した最低生計費調査に基づき、時間額 1,500 円以上とすることを求めること。中小企業支援策の大幅な拡充を国・県に要請することを求めること。審議員を民主的に選出し、公開の場で議論をしてほしいことを述べております。

次に、コープかごしま労働組合から提出された異議申出書については、異議申出の内容としては、改定額 853 円は憲法 25 条が保障する健康で文化的な生活さえできない水準であると考え、本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額 853 円とすることは不服であること。本年の鹿児島県の最低賃金額を、時間額 1,500 円以上とすることを求めること。中小零細企業支援策の拡充を国に要請することを求めることを述べております。

それぞれの異議申出書の詳細につきましては、資料にて確認をお願いいたします。

簡単ではございますが、以上で内容の説明を終わらせていただきます。

○ 山本会長

ただ今、事務局から説明がありました、4つの労働団体からの異議申出につきまして、既に、皆さん方には、事前にメール添付で送信されていると思います。従いまして、お読みいただいていると思いますが、念のため今から5分間、時間を取りまして、もう一度お目通しいただいた上で、審議に入りたいと思います。私の時計で、10時15分まで時間を取りますので、もう一度お目通しをお願いしたいと思います。

○ 山本会長

皆さん、4団体からの異議申出書にお目通しいただいたと思いますので、審議を再開いたします。

専門部会における審議状況につきましては、8月10日の第3回本審の際に、松枝部会長代理からご報告をいただいていると思いますが、今回、異議の申出がなされておりますので、改めて、これまでの本審及び専門部会での調査審議の状況につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○ 松下賃金室長補佐

それでは、本審、専門部会での調査審議状況について、説明させていただきます。

お手元の資料3に、8月10日開催の第3回本審で資料として添付した専門部会審議経過の部会長報告を再度添付させていただきました。

詳しい内容は、資料3をご覧くださいと思いますが、第1回本審を7月4日に開催し、本年度の県最低賃金改定に係る諮問を行わせていただきました。その後、7月22日に第1回県最賃専門部会を開催したところですが、中賃の目安答申が8月2日に行われたことから、県最賃専門部会の日程を変更し、8月5日の第2回県最賃専門部会で中賃による目安答申を伝達し、専門部会は8月10日まで計4回に亘って開催し、改正審議が行われました。

専門部会での労使の主張については、資料3の審議経過をご覧くださいと思います。

このような経過を踏まえて、全会一致に向けて慎重かつ熱心な審議を重ねてきましたが、双

方の考え方に開きがあり、金額の一致に至らなかったため、公益委員見解を示した上で、現行最低賃金 821 円を 32 円引上げて 853 円にする案を示し、採決した結果、賛成 5 名、反対 3 名となり、賛成多数により、公益委員案が専門部会の意見として取りまとめられ、同日開催の第 3 回本審に報告されました。

その後、第 3 回本審で、改めて専門部会報告書のとおり決定してよろしいか諮ったところ、異議ありということでしたので採決した結果、多数決により、賛成多数で、専門部会報告書のとおり結論に達したところです。

以上のように、本年度も長時間、かつ慎重な審議を経て、本年度の答申をいただいたという経過でございます。

○ 山本会長

ただ今、事務局から本年度の本審、専門部会での審議経過を説明いただいたと思います。これを踏まえまして、ただ今、皆さんのお手元にあります異議申出の内容に関するご意見がありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。ご発言よろしいでしょうか。どうぞ、濱上委員。

○ 濱上委員

私どもは、今回の結論に関しましては、採決で反対をさせていただきました。ただ、異議申出にありますような内容につきましては、十分に議論は尽くしたと思っておりますし、最終的な手続き、きちとした形で出された答申であると思っておりますので、再度審議をする必要はないと思っております。以上です。

○ 山本会長

ほかに、ご意見ありますでしょうか。どうぞ。

○ 白石委員

今、濱上委員からもございましたが、労働者側も同様に、この審議に至るまで、十分きちんと双方を理解した上で、審議した結果だと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○ 山本会長

どうもありがとうございました。ほかに、ご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、労使双方から今回だされた異議申出につきましては、十分に調査審議済みの内容であるのご発言がございましたので、8 月 10 日付けで答申しました当初の意見のとおりと決することが、適当ではないかということになろうかと思えます。

それではお諮りをいたします。本件、鹿児島県労働組合総連合ほか 3 団体から出されました異議申出につきましては、当審議会の結論としましては、既に十分調査審議済みであるとして、8 月 10 日付けで答申しました原意見のとおり決するとすることが適当であると思いたいますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

ありがとうございます。それでは、ご異議ないものとして、当審議会の結論は、8月10日付け答申のとおりと決定することが適当であるということにしたいと思います。

それでは、事務局は答申文のご用意をお願いいたします。

○ 山本会長

それでは、再開したいと思います。

異議申出に関して諮問があったことに対する答申文を読み上げたいと思いますので、局長は、前の方をお願いいたします。

令和4年8月26日。鹿児島労働局長、中所照仁殿。鹿児島地方最低賃金審議会会長、山本晃正。鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）。本日、貴職から令和4年8月10日付け鹿児島県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する鹿児島県労働組合総連合、鹿児島県医療労働組合連合会、鹿児島県自治体関連労働組合総連合及びコープかごしま労働組合からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。記。令和4年8月10日付け答申どおり決定することが適当である。

(山本会長から中所労働局長へ答申文を手交)

○ 中所労働局長

答申をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、お忙しいところ、審議会にご出席いただき、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、鹿児島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について諮問させていただきました。

ご審議の結果、8月10日付け答申どおり決定することが適当であるという答申をいただいたところでございます。

この答申をいただきましたので、私どもといたしましては、官報公示といった手続きを進めるなど、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

また、鹿児島県最低賃金の効力が発生し次第、より多くの労働者、使用者、その他関係の方々にお知らせをして、最低賃金制度のより一層の周知と、その履行確保のための行政指導に努めて参りたいと考えております。

加えて、新たな最低賃金の円滑な運用のため、中小企業・小規模事業者に対する各種の支援施策についても、鹿児島労働局をあげて、その周知説明等に取り組んでいきたいと考えております。

改めまして、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

○ 山本会長

ただ今、局長の言葉にもございました。今後のスケジュールにつきまして、事務局からご説明をお願いできますでしょうか。

○ 勝田賃金室長

今、答申をいただきましたので、今後の事務的なスケジュールを申し上げます。

地域別最低賃金の発効につきましては、最低賃金法第 14 条第 2 項により、地域別最低賃金の改定の決定は、公示の日から起算して 30 日を経過した日から、その効力を生ずるとなっております。

現在の予定では、官報への公示が 9 月 6 日を予定していますので、10 月 6 日に発効される予定となります。

官報公示されれば、発効日も確定しますので、その後は、鹿児島県民の皆様に鹿児島県最低賃金を知っていただく必要がありますので、労働局としても広く周知していくこととしています。

また、中小企業・小規模事業者に対する支援策についても、併せて周知することとしていますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。以上です。

○ 山本会長

それでは、2 番目の議題に入ります。鹿児島県最低賃金専門部会の廃止についてです。事務局よりご説明をお願いします。

○ 勝田賃金室長

ご説明いたします。

鹿児島県最低賃金専門部会は、7 月 4 日の県最賃改正の諮問を受けて設けられ、計 4 回に亘り開催して、8 月 10 日の第 3 回本審で部会報告を行い、採決の上、会長より答申が行われたところでございます。

その答申について異議申出がなされ、本日審議していただきました結果、8 月 10 日の答申どおりという結論をいただいたため、県最賃専門部会としての役割が本日をもって終了したものとされます。

最低賃金審議会令第 6 条第 7 項では、最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとするとして規定されており、既にその任務を終了したと思われることから、本年度の最低賃金専門部会につきましては、本日をもって廃止してはどうかという提案でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○ 山本会長

ただ今、事務局より令和 4 年度鹿児島県最低賃金専門部会は、その任務を終えたということで、廃止してはどうかとご提案があったかと思いますが、廃止するという点でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

それでは、ご異議なかったものとして、令和4年度鹿児島県最低賃金専門部会は、本日をもって廃止するしたいと思います。

○ 山本会長

続きまして、3番目の議題です。令和4年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議に入りたいと思います。

これにつきましては、8月16日に開催されました運営小委員会で審議されておりますので、原田委員長から審議内容についてのご報告をお願いいたします。

○ 原田運営小委員会委員長

それでは、私からご報告をいたします。

産業別最低賃金の改正の申出は、自動車（新車）小売業及び電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の2件について提出され、7月29日に開催された第2回本審の際に、鹿児島労働局長から、改正決定の必要性の有無について諮問を受けております。このため、8月16日に運営小委員会を開催して、申出があった2件の産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について、関係労使の方々を交えて審議いたしました。

その結果、自動車関係につきましては、全会一致で、改正決定の必要性ありとの結論になりましたが、電気関係につきましては、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得ませんでした。

報告書の内容は、お手元の資料番号4の①及び②の報告書の写しのとおりとなっておりますのでご覧ください。それでは報告書を読み上げます。まず、資料の4の①です。

令和4年8月26日。鹿児島地方最低賃金審議会会長、山本晃正殿。鹿児島地方最低賃金審議会運営小委員会委員長、原田いづみ。鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）。当小委員会は、令和4年7月29日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。記。公益代表委員、志賀玲子、原田いづみ、松枝千鶴。労働者代表委員、喜納浩信、白石裕治、日高実禎。使用者代表委員、岩重昌勝、濱上剛一郎。

続きまして、資料4の②をご覧ください。

令和4年8月26日。鹿児島地方最低賃金審議会会長、山本晃正殿。鹿児島地方最低賃金審議会運営小委員会委員長、原田いづみ。鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）。当小委員会は、令和4年7月29日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、全会一致に至らず、必要性有りととの結論に達し得なかったので報告する。なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。下記につきましては、先ほどと同様です。



それでは、私から会長へ報告書をお渡しいたします。

(原田運営小委員会委員長から山本会長へ報告書を手交)

○ 原田運営小委員会委員長

なお、運営小委員会の結論の報告と合わせまして、運営小委員会の審議における労使各側の主な主張もご報告することになっておりますが、労使の主な主張は、資料4の各報告書の次に添付されておりますので、説明を省略させていただきます。

○ 山本会長

それでは、ただ今、原田委員長からご報告があったかと思っておりますので、これを踏まえまして、各産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議に入りたいと思っております。ただ今の報告につきまして、何かご質問、ご意見がありますでしょうか。どうぞ。

○ 三浦委員

今、運営小委員会の報告がございました。その件に関しまして、意見を述べさせていただきます。報告にありましたとおり、電気関係については、必要性がないという結果になりました。当該労使で議論する機会がなくなりまして、長年電気の専門部会に携わった立場として、非常に残念でなりません。1年に1回、当該労使で議論をし、鹿児島県の電気産業はどうあるべきであるのかということ、九州内での位置付け等々、いろいろなことを議論して、全会一致で専門部会を進めてきたつもりでございます。鹿児島県にとって電気産業は、リーディング産業でありまして、他の産業と比較して裾野の広い産業であるということ。セーフティーネットである地域別最低賃金とは、全く違う性格のものでありますので、組織化されていない事業場の労働者にも波及する社会的な役割があると思っております。また、人材確保、電気産業の県内における優位性の観点から必要性があると認識をしてきたところであります。ただ、結果は結果として、今回の結果についてどうこうということはありませんが、来年以降、当該産業の労使のイニシアティブにより設定されるという性格であります産業別最低賃金につきましては、産業を熟知した関係労使と公益側との真摯な話し合いの中で、決定させていただきたい。必要性がありということに、努力をしていただきたいと思っております。意見として申し上げます。

○ 山本会長

他にご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、皆様にお諮りしたいと思います。

7月29日の第2回本審におきまして、鹿児島労働局長から諮問を受けました自動車（新車）小売業を始めとする2件の産業別最低賃金についての改正決定の必要性の有無につきましては、運営小委員会の結論を受けまして、当審議会においても、自動車（新車）小売業最低賃金については、改正決定の必要性ありとして、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金につきましては、必要性ありとの結論に達し得なかったとして、決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

それでは、ご異議ないものとして、当審議会は、運営小委員会における結論どおりに決しましたので、これより、鹿児島労働局長に答申をしたいと思っておりますので、事務局は答申文の準備をお願いいたします。それまでしばらくお待ちください。

○ 山本会長

それでは、答申文をお渡ししますので、局長は前の方をお願いいたします。

令和4年8月26日。鹿児島労働局長、中所照仁殿。鹿児島地方最低賃金審議会会長、山本晃正。鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）。当審議会は、令和4年7月29日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった鹿児島県自動車（新車）小売業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

令和4年8月26日。鹿児島労働局長、中所照仁殿。鹿児島地方最低賃金審議会会長、山本晃正。鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）。当審議会は、令和4年7月29日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかったので答申する。

(山本会長から中所労働局長へ答申文を手交)

○ 山本会長

以上で、3番目の議題、令和4年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議を終了したいと思います。

続きまして、4番目の議題、令和4年度産業別最低賃金の改正決定についてです。

それでは、産業別最低賃金の改正決定について諮問をお願いいたします。

○ 中所労働局長

ただ今、自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性につきましては、必要性ありとの答申をいただきましたので、早速ではございますが、最低賃金の改正決定につきまして、諮問をさせていただきます。

鹿労発基 0826 第2号、令和4年8月26日。鹿児島地方最低賃金審議会会長、山本晃正殿。鹿児島労働局長、中所照仁。最低賃金の改正決定について（諮問）。最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。記。鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年鹿児島労働局最低賃

金公示第2号)。

(中所労働局長から山本会長へ諮問文を手交)

○ 山本会長

ただ今、自動車(新車)小売業最低賃金の改正決定につきまして、諮問を受けましたので、審議を行うに際しまして、最低賃金法第25条第2項に基づきます専門部会を設置することになります。

本日の諮問を受けまして、今後は専門部会での審議となりますので、よろしく願います。

○ 山本会長

次は、議題5番目です。令和4年度産業別最低賃金に係る専門部会の運営についてです。

従来、産業別最低賃金の改正決定につきましては、全会一致を目指すべきとされておりますので、最低賃金審議会令第6条第5項を適用しまして、専門部会の決議が全会一致である場合、その専門部会の決議をもって、本審の決議とする取扱いをしてまいりました。

今回、諮問を受けました産業別最低賃金の改正につきましても、これまでと同様の取扱いをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

ありがとうございます。それでは、特に異議ないものとして、全会一致の場合は、専門部会の決議をもって本審の決議とするということにしたいと思えます。

最後の議題は、その他ですが、何か皆様からご発言、ご意見ございませんでしょうか。

○ 山本会長

よろしいでしょうか。ほかにないようでしたら、今後の予定につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○ 松下賃金室長補佐

鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金の改正決定等に係る今後の日程について、ご説明いたします。

本日、改正決定の諮問をさせていただいた自動車(新車)小売業最低賃金につきましては、専門部会の委員の推薦公示をこれから行ないませんが、委員の推薦は9月16日金曜日までお願いいたします。

また、諮問に対する関係労使の意見聴取に係る公示を9月16日金曜日まで行うこととしております。

なお、専門部会は、9月下旬から開催することで、今後日程調整を行いたいと考えております。産業別最低賃金の年内発効のためには、最終結審日は11月1日火曜日となり、円滑な審議

にご協力をお願いいたします。また、産別最低賃金については、関係労使のイニシアティブにより設定される性格から全会一致に至るよう努力することが望ましいとされておりますが、万が一、全会一致に至らず採決になった場合は、再度、本審を開催することになりますので、その日程については専門部会の審議状況をみて調整させていただきたいと考えています。

次に、平成 17 年度までは、12 月と 3 月にそれぞれ本審を開催しておりましたが、平成 18 年度からは、これらの本審を省略しており、本日の本審が、産業別最賃についての異議審を除けば、定例的なものとしては最後となります。

省略する理由につきましては、12 月に本審を開催する場合の主な議題は、専門部会の報告、専門部会の廃止などが考えられるところです。専門部会の報告は、専門部会の結審後に遅滞なく会長に専門部会報告を送付する方法により代替措置を講じることが可能であること。また、専門部会の廃止については、その任務を終了した時は、審議会の議決により、これを廃止するものとされ、また、本省見解でも、本審において、予め専門部会がその任務を終了した時は、当該専門部会を廃止する旨の議決を行うことが出来るとされています。そこで、専門部会が結審し、異議申出がなかった場合、異議申出の翌日をもって廃止する旨を、予め本審で議決することにより、対応可能であることから、そのような手続をとり、12 月の本審は省略出来ると考えられるところでございます。

なお、異議の申出があった場合には、地域別最賃同様に、局長が諮問し、本審を開いて審議していただくこととなりますので、その本審で産別の専門部会廃止の議決をいただければ足りると考えています。

更に、3 月に本審を開催する場合の主な議題は、次年度の審議会運営についての概要説明、産業別最賃の改正等についての意向の確認及び意向表明の報告などが考えられますが、概要説明については、事務局にて資料を作成の上、各委員に文書にてお知らせする方法により代替措置を講ずることが可能であること。意向確認と意向表明の報告も、事務局が文書をもって 3 月初めに労使各委員に確認し、結果は、3 月下旬に文書にて全委員に送付するという代替措置をとり、3 月の本審を省略できると考えられるところであります。

以上の経緯等があり、本年度においても 12 月及び 3 月の本審を省略することとしてよろしいか、ご審議をお願いいたします。

なお、省略することとした場合でも、別途、審議する議題がある場合には、事務局から速やかに会長へお伝えし、ご判断を仰ぐということになります。

以上でございます。

## ○ 山本会長

ただ今、事務局からいくつかご説明があったかと思えます。産別の専門部会の委員の推薦が、9 月 16 日までといったようなこと。あるいは、産別最賃の専門部会で全会一致に至らなかった場合には、本審を再度開催することになりますが、その日程は専門部会の審議状況を見ながら調整をしたいということです。

さらに、平成 17 年度までは 12 月と 3 月に定例的な本審を開催していたようですが、平成 18 年度以降は、これを省略しておりますので、本年度も 12 月と 3 月の本審は、省略しては如何かということです。そういう提案だったと思えます。

そのためには、先ず決めておかなければならないことがあります。結審した専門部会の廃止

手続きにつきましては、異議の申し出がなかった場合、その異議申出締切日の翌日をもって専門部会を廃止するという事を、予め本審で議決しておく必要があります。それから、本審を省略する為の代替措置としまして、本審で行っていた各部会長の報告、あるいは、産別最賃の意向表明など、事務局からのいろいろな報告や説明などについては、12月の時期及び3月中に、それぞれ文書で行うことになるということかと思えます。

そうした事務局からのご提案の取扱いにつきまして、何かご意見、ご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

○ 山本会長

それでは、第5回本審を開催することになった場合の日程は、専門部会の審議状況をみて事務局で調整してもらうことになると思えますので、よろしく願いいたします。

また、結審した専門部会については、異議の申し出がなかった場合には、その異議申出締切日の翌日をもって廃止することにしたいと思えます。

なお、全会一致で結審した場合は、第5回本審は開催しないこととなります。第5回本審を開催しないことについては、事務局から委員の皆様へ連絡してください。

本審で行っていた部会長の報告や産別最賃についての意向表明など、事務局からのいろいろな報告等につきましては、12月及び3月に文書で行うとする取扱いで、12月と3月の本審は省略しても特に問題はないと思えます。

以上のとおりにしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

ありがとうございました。

それでは、事務局提案のとおり措置を講じることを前提として、本年度も、今後の本審は、省略することにしたいと思えます。

なお、これに関わらず、審議する議題が生じた場合には、事務局へお知らせをお願いしたいと思えます。必要に応じまして私の判断で、審議会を開催することがあるかと思えます。そのようなことがあるということは、言うまでもありませんので、念のため申し上げておきたいと思えます。

その他に、何かご意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

他にご意見等がなければ、最後に、議事録確認者を指名したいと思えます。

労側は白石委員、使側は濱上委員にお願いします。

以上をもちまして、本日予定しておりました全ての審議が終了いたしましたので、本日の審議会はこれもちまして終わりたいと思えます。ご協力ありがとうございました。